

# 社会保険料(国民年金保険料)



## 控除証明書について

国民年金  
だより

問い合わせ先  
保険年金課  
☎40-5558

### 年末調整や確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

#### 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

#### 毎年11月上旬に送付

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

#### 2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

#### 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。

詳しくは、栃木社会保険事務所へお尋ねください。☎0282-22-6074・6075

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

### 「ねんきん特別便」に関する年金確認用の端末を 保険年金課に設置しています！

設置するオンライン端末機は、社会保険事務所で使用しているものと同様の機能となっているため、「ねんきん特別便」で疑問が生じている年金加入記録や納付記録の検索が可能になります。

確認後、不備等があれば栃木社会保険事務所にて相談して手続きをしていただくこととなります。

相談対象者

「ねんきん特別便」が届いた下野市民

(代理人の場合は委任状及び「運転免許証等の本人確認ができるもの」が必要となります)

持参するもの

ねんきん特別便(必ず持参)・年金手帳・年金証書・年金記録が疑問となっているところの企業名や記憶のメモ等

相談日時

市役所開庁日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)